

京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例

平成19年7月11日

条例第31号

(給与等の支給)

第1条 常勤の副広域連合長(以下「副広域連合長」という。)の給与及び旅費は、この条例の定めるところによりこれを支給する。

(給与の種類)

第2条 副広域連合長の給与は、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当とする。

(給料等の額)

第3条 給料、地域手当及び通勤手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 給料 月額563,000円の範囲内において広域連合長が定める額とする。
- (2) 地域手当 地域手当の月額は、給料の月額に100分の9.4を乗じて得た額とする。
- (3) 通勤手当 通勤手当の額は、京都府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年京都府後期高齢者医療広域連合条例第22号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算出して得た額とする。

(給料の支給方法)

第4条 新たに副広域連合長になった者には、その日から給料を支給する。

- 2 副広域連合長が任期満了、退職、解職又は失職により副広域連合長でなくなったときは、その日まで給料を支給する。
- 3 前2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 副広域連合長が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

(期末手当)

第5条 副広域連合長で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職するものに対し、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、その基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在)において副広域連合長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給の一時差止めその他の支給方法に関しては、一般職の職員の例による。

(給与の支給方法)

第6条 この条例に定めるもののほか、給与の支給方法に関しては、一般職の職員の例による。

(旅費)

第7条 副広域連合長が公務のため旅行したときは、京都府後期高齢者医療広域連合旅費条例(平成19年京都府後期高齢者医療広域連合条例第15号)の規定を適用して旅費を支給する。この場合において、副広域連合長は、京都府旅費条例(昭和25年京都府条例第43号)第2条第2項に規定する指定職の職務にある者とみなす。

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

附 則 (平成21年5月29日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日条例第9号)

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月30日条例第7号)

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月8日条例第2号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の規定は、令和5年6月1日から適用する。

附 則 (令和7年2月14日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。